

議案第46号

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年9月20日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族に兄弟姉妹を加えるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第2号ア中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第5条ただし書中「死亡者」を「死亡した者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。